

# SATO通信

76号

労務情報版

hssr.sato-group.com

## 厚生労働省が障害者の法定雇用率見直し 2段階で引上げ3年後に2.7%に

厚生労働省の改正政令案が発表され、障害者の法定雇用率が現行の2.3%から、2026年までに2段階で2.7%へと引き上げられることが確実となりました。

年度	法定雇用率	義務化となる企業 (常用雇用労働者数)
2023年度	2.3%	43.5人以上
2024年度	2.5%	40人以上
2026年度	2.7%	37.5人以上

この改正により、「障害者の雇用義務」が発生する企業の範囲が、現行の労働者43.5人以上から2024年度は40人以上、2026年度は37.5人以上へと拡大します。

法定雇用率が現行2.6%の国および地方公共団体や2.5%の教育委員会も、民間企業と同様に段階的に0.4ポイント引き上げる予定です。

## 障害者雇用調整金は月額29,000円に

常時雇用労働者の総数が100人を超える企業で、法定雇用率を超えて障害者を雇用している場合に支給されている障害者雇用調整金については、障害者数に応じて1人につき月額27,000円の支給でしたが、2023年度は月額29,000円になる見込みです。

**SATO-GROUP**  
北海道SATO社会保険労務士法人  
労務事務指導協会

札幌市東区北5条東8丁目1-33

TEL 011(742)9222

FAX 011(742)3833

詳しくは担当者まで  
ご連絡下さい！  
ご説明いたします。

